

# 目 次

日本薬学図書館協議会会則	1
加入等に関する細則	6
理事・監事の選出手続に関する細則	7
理事の役務分担に関する細則	8
事務局の業務に関する細則	8
司書および主務者会議の細則	9
日本薬学図書館協議会研究集会の細則	9
雑誌問題検討委員会の細則	10
組織・制度委員会の細則	10
教育・研究委員会の細則	11
日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則	11
編集委員会の細則	12
広報委員会の細則	12
日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程	13
日本薬学図書館協議会旅費規程	15
日本薬学図書館協議会諸金規程	16
災害時における図書館（室）等協力マニュアル	17
日本薬学図書館協議会 個人情報保護方針	18

# 日本薬学図書館協議会会則

( 昭和 30 年 10 月 29 日制定 )

改正 平成 2 年 5 月 31 日  
平成 3 年 5 月 31 日  
平成 5 年 5 月 28 日  
平成 9 年 5 月 30 日  
平成 12 年 5 月 26 日  
平成 13 年 6 月 8 日  
平成 14 年 6 月 7 日  
平成 15 年 6 月 9 日  
平成 16 年 6 月 8 日  
平成 17 年 6 月 3 日  
平成 18 年 6 月 9 日  
平成 19 年 5 月 25 日  
平成 20 年 6 月 13 日  
平成 21 年 7 月 17 日  
平成 23 年 5 月 27 日  
平成 24 年 6 月 15 日  
平成 25 年 6 月 7 日  
平成 26 年 6 月 6 日  
平成 28 年 6 月 10 日  
平成 30 年 6 月 1 日

## [名称]

第 1 条 本会は、日本薬学図書館協議会、略称薬図協 (The Japan Pharmaceutical Library Association、略称 J P L A) と称する。

## [事務局]

第 2 条 本会は、事務局を株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

2 事務局の業務の細則は、別に定める。

## [目的]

第 3 条 本会は、第 4 条に掲げる薬学図書館の事業を通して、教育・研究に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

## [事業]

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の協力により、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理、運用、技術に関する情報交換および情報発信
- (2) 会員の資質の向上のために必要な研修事業
- (3) 図書館資料等の共同購入、相互利用等
- (4) 機関誌「薬学図書館」の発行、薬学図書館に関する出版
- (5) 日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウムの企画、運営
- (6) 関係諸団体との情報交換および共同事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## [会員]

第 5 条 本会の加入基準は、次の通りとし、この会員をもって組織する。

- (1) 正会員 A：薬学系の大学（学部・学科）図書館（室）およびこれに準ずる研究所図書館（室）で

あり、本会事業に協力し得ること。

(2) 正会員B：薬学関連企業等の図書館（室）であり、本会事業に協力し得ること。

(3) 正会員C：大学およびこれに準ずる研究所等の図書館（室）であり、JPLA 電子ジャーナル・コンソーシアムへの参加等ができること。

(4) 正会員D：企業等の図書館（室）であり、JPLA 電子ジャーナル・コンソーシアムへの参加等ができること。

(5) 個人会員：本会の目的に賛同し本会事業に協力し得る個人。

(6) 協賛会員：本会事業に協賛する団体および個人。

(7) 名誉会員：本会則第 29 条に定める個人。

2 会員の加入等に関する細則は別に定める。

#### [入会金]

第6条 正会員は、入会に際し、別に定める入会金を納入しなければならない。

#### [会費]

第7条 会員は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

#### [退会]

第8条 会員が退会しようとするときは、書面をもって会長に届け出なければならない。

2 理事会は、前項の届出書を審議し、その結果を当該会員に通知する。届出書を受理したときは、その結果を総会に報告しなければならない。

3 その場合、納付済みの会費は返還しない。

#### [除名]

第9条 本会の趣旨に背く行為、3年以上にわたる会費の未納があった会員は、理事会および総会の議を経て除名する。

2 会長は、理事会および総会で除名の議決がなされたときは、当該会員の長にその旨を通知する。

3 その場合、納付済みの会費は返還しない。

#### [役員]

第10条 本会に、次の役員を置く。役員およびその定数は以下の通り。

会長 1名

副会長 1名

理事 7名以上10名以内

監事 2名

評議員 本会則第14条に定める数

2 理事のうち、1名を専務理事とする。

#### [役員を選任]

第11条 会長は、第11条3項に基づく会長候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 副会長は、会長が第12条3項に基づく理事候補者のうちから候補者1名を推薦し、総会において選出する。

3 会長の選出手続きに関する細則は、別に定める。

第12条 理事は、第12条3項に基づく理事候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 専務理事は、理事の互選により選出する。

3 理事の選出手続きに関する細則は、別に定める。ただし、学識経験者が占める理事の選出数は、理事総数の3分の1を超えないものとする。

第13条 監事は、第13条3項に基づく監事候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 監事は、会長、理事および評議員を兼ねることはできない。

3 監事の選出手続きに関する細則は、別に定める。

第14条 評議員は、各地区の正会員A、Bの職員の互選により各地区から2名および会長の推薦による者5名以内を選出し、総会において承認をうける。

2 地区より互選される評議員2名の2年の任期は重ならず、毎年1名を改選の対象とする。

[役員欠員補充]

第15条 役員に定数割れが生じたときは、速やかに以下の対応をとるものとする。

2 会長の欠員は、副会長が代行を務める。

3 副会長の欠員は会長が、理事、監事の欠員は理事会で候補者を推薦し評議員会が承認する。なお、該当役員の任期中に総会が開催されるときは、総会の追加承認を行う

4 評議員の欠員は、地区で互選して補充する。

[役員任期]

第16条 役員任期は、1期を2年とし、継続3期を上限とする。ただし、会長または理事会が指名し、評議員会および当該者が了承した場合は、その限りではない。

2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は所属機関を退職した場合には原則として退任するものとする。ただし会長はこの限りではない。

[役員職務]

第17条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

2 専務理事は理事会を代表し、その職務を統括する。

第19条 理事会は会務を処理し、本会運営の責にあたる。

2 理事の役務分担は、別に定める。

第20条 監事は、本会の会務および経理を監査する。

第21条 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を評議する。

(1) 理事会に対する要望または勧告に関する事項

(2) 理事会より諮問を受けた重要案件に関する事項

[会議]

第22条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、正会員および個人会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 定期総会は、毎年1回開催する。

4 正会員、個人会員および理事会は、定期総会に議案を提案することができる。

(1) 正会員または個人会員が議案を提出する場合、定期総会開催の1月以前に、提案しようとする議案に理由を示して、会長に提出しなければならない。

(2) 理事会は、正会員または個人会員から提出された議案を検討し、必要があれば評議員会の議を経て、総会に諮る。

5 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員A、Bの3分の1以上から、議案と理由を示して開催の請求があったとき。

(3) 監事が一致して開催を請求したとき。

6 総会の出席者は、正会員の館長、主任司書および個人会員、または館長および主任司書の各々の委任を受けた者とする。

7 総会の議長は、出席している正会員の互選により選出する。

8 総会の議決は、1正会員、1個人会員1票とする。

9 協賛会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

第23条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (3) 理事会において必要と認められた事項。

第24条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第25条 評議員会は、評議員をもって構成し、理事会が必要と認めるとき、もしくは評議員の3分の1以上から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 評議員会は、毎年1回以上開催するものとする。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議員会には会長、理事および監事は、出席するものとする。

第26条 司書および主務者会議は、正会員の司書および主務者をもって構成し、会長が招集する。

- 2 司書および主務者会議は、理事会の諮問機関として、薬学図書館事業推進の提言および図書館業務に関連した事項の協議・答申を行う。
- 3 司書および主務者会議の細則は、別に定める。

第27条 会議は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）をもって構成し、すべての議事は、本会則に別段の定めがないときは、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### [委員会]

第28条 本会は、事業遂行上必要あるときは、専門事項処理のために、各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の活動は、理事会の指示に従い、活動結果は、理事会、総会に報告しなければならない。
- 3 委員の選任方法については、別に定める各委員会の細則に従う。

#### [名誉会員]

第29条 本会の活動に対して顕著な功績があった会員の職員および個人会員が退職または退会した場合、名誉会員として推戴することができる。

- 2 名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認をうける。
- 3 名誉会員は、総会および各種委員会等に出席して意見を述べるることができる。

#### [地区]

第30条 本会は、事業遂行のため、次の地区に分ける。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 関東地区
- (3) 北陸・信越地区
- (4) 東海地区
- (5) 近畿・中四国・九州地区

第31条 各地区は、地区協議会を設け、その発議によりまたは理事会の指示に従い、その地区の事業を遂行する。

#### [経費]

第32条 本会の経費は、本会会員の会費、入会金、資産または事業から生ずる収入および寄付金その他をもって充てる。

#### [事業および会計年度]

第33条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### [細則]

第34条 本会は、必要に応じて理事会および評議員会の議を経て、細則を定めることができる。

#### [会則改正]

第35条 本会則の改正は、理事会において発議し、評議員会の議を経て、総会の議決を経なければならない。

[解散]

第36条 総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければ、本会の解散を議決することはできない。

附則

この会則は、昭和30年10月29日から施行する。

この会則は、平成2年5月31日から施行する。

この会則は、平成3年5月31日から施行する。

この会則は、平成5年5月28日から施行する。

この会則は、平成9年5月30日から施行する。

この会則は、平成12年5月26日から施行する。

この会則は、平成13年6月8日から施行する。

この会則は、平成14年6月7日から施行する。

この会則は、平成15年6月9日から施行する。

この会則は、平成16年6月8日から施行する。

この会則は、平成17年6月3日から施行する。

この会則は、平成18年6月9日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年6月13日から施行する。

この会則は、平成21年7月17日から施行する。

この会則は、平成23年5月27日から施行する。

この会則は、平成24年6月15日から施行する。

この会則は、平成25年6月7日から施行する。

2 この会則の施行により、第16条の規程に関わらず、平成26年度に改選される評議員の任期は、1期1年と2年の2名を選出する。

この会則は、平成26年6月6日から施行する。

この会則は、平成28年6月10日から施行する。

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

## 加入等に関する細則

第1条 本会会則第5条2項、6条および7条に基づいて、本細則を定める。

第2条 本会への加入は、本細則による。

第3条 正会員A、Bへの加入を希望する図書館（室）は、入会申込書に下記書類添付の上、当該機関の長から会長に申し込むものとする。

- (1) 職員名簿（履歴および資格等）
- (2) 運営機構

第4条 正会員C、D、個人会員および協賛会員への加入を希望する団体および個人は、入会申込書に必要事項を記入の上、会長に申し込むものとする。

第5条 理事会は、上記資料の審査を行い、加入資格を満たすと判断されるとき、入会を承認する。その結果は、総会に報告するものとする。

第6条 正会員は入会に際し入会金を納入しなければならない。入会金は次の通りとする。

- (1) 正会員 A、B 100,000円
- (2) 正会員 C、D 50,000円

第7条 正会員、個人会員および協賛会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

本会の会費は、年額次の通りとする。

- (1) 正会員 A 50,000円
- (2) 正会員 B 100,000円
- (3) 正会員 C 60,000円
- (4) 正会員 D 110,000円
- (5) 個人会員 10,000円
- (6) 協賛会員 20,000円（1口）、1口以上

### 附則

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

この細則は、平成9年5月31日から施行する。

この細則は、平成13年6月8日から施行する。

この細則は、平成14年7月6日から施行する。

この細則は、平成15年6月9日から施行する。

この細則は、平成19年5月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

この細則は、平成30年6月1日から施行する。





## 理事の役務分担に関する細則

第1条 本会会則第19条2項に規定する理事の役務分担につき、本会会則第34条に基づいて、本細則を定める。

第2条 理事の役務分担は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外
- (2) 組織・制度
- (3) 財務
- (4) 教育・研究
- (5) 編集・出版
- (6) 広報

第3条 各役務分担が担当する各種委員会等は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外：司書および主務者会議、雑誌問題検討委員会
- (2) 組織・制度：組織・制度委員会
- (3) 財務
- (4) 教育・研究：教育・研究委員会、日本薬学会年会、薬学図書館協議会シンポジウム企画・運営委員会
- (5) 編集・出版：機関誌「薬学図書館」編集委員会
- (6) 広報：広報委員会、要覧編集委員会

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成13年7月19日から施行する。

この細則は、平成14年7月19日から施行する。

この細則は、平成19年5月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 事務局の業務に関する細則

第1条 本会会則第2条2項に基づいて、本細則を定める。

第2条 事務局の業務は、次の通りとする。

- (1) 総務（理事等の委嘱状、会議等の連絡・調整等の庶務的業務）
- (2) 財務（予算、決算、業務委託先との連絡・調整）
- (3) 渉外（各地区・各委員会との連絡・調整）
- (4) その他

第3条 事務局の業務は、その一部を外部に委託することができる。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

## 司書および主務者会議の細則

- 第1条 本会会則第26条3項に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 司書および主務者会議の議長は、出席する司書および主務者の互選による。
- 第3条 議案は前もって、理事会から提案する。
- 第4条 司書および主務者会議に正会員が議案を提案しようとする場合は、1月以前に議案に理由を示して、会長にて提出する。
- 第5条 議案の内容によっては、関係者および学識経験者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

### 附則

- この細則は、平成9年5月30日から施行する。
- この細則は、平成13年6月8日から施行する。
- この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 日本薬学図書館協議会研究集会の細則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第34条に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 本会加盟館(室)職員の資質の向上を計るとともに、研究発表のために毎年研究集会を開催する。
- 第3条 研究集会の企画は、担当理事および担当地区の協議による。
- 第4条 開催担当館は、各地区ごとに当番制とする。
- 第5条 研究集会の各地区の開催担当は、次の通りとする。
- (1) 関東地区および近畿・中四国・九州地区 3年に1回
  - (2) 北海道・東北地区、東海地区、北陸・信越地区 9年に1回
- 第6条 研究集会の開催順序は、次の通りとする。
- (1) 関東地区
  - (2) 近畿・中四国・九州地区
  - (3) 東海地区
  - (4) 関東地区
  - (5) 近畿・中四国・九州地区
  - (6) 北陸地区
  - (7) 関東地区
  - (8) 近畿・中四国・九州地区
  - (9) 北海道・東北地区
- 以下、この順序の繰返しとする。
- 第7条 開催経費は、会費徴収により運営し、本会から補助を行うものとする。
- 第8条 開催担当館は、開催経費の決算報告を会長に提出する。
- 第9条 開催担当館への依頼は、会長が行う。

### 附則

- この細則は、平成9年5月30日から施行する。
- この細則は、平成22年4月28日から施行する。
- この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 雑誌問題検討委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(2)(3)(4)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、雑誌問題検討委員会を設置する。
- 第2条 雑誌問題検討委員会は、各館の協力のもとに雑誌に関する諸問題解決のために活動を行う。
- 第3条 雑誌問題検討委員は若干名とする。
- 第4条 雑誌問題検討委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 雑誌問題検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 雑誌問題検討委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 雑誌問題検討委員は、会長が委嘱する。

### 附則

- この細則は、平成13年1月31日から施行する。  
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 組織・制度委員会の細則

- 第1条 本会会則第28条に基づいて、組織・制度委員会（以下、委員会という）を設置する。
- 第2条 委員会は、各館の協力のもとに協議会の組織及び制度に関する諸事項について審議し、理事会に提言・答申することを目的とする。
- 第3条 委員は、若干名で構成する。
- 第4条 委員の選出は、委員会の推薦による。
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 委員は、会長が委嘱する。

### 附則

- この細則は、平成22年10月27日から施行する。  
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 教育・研究委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、教育・研究委員会を設置する。
- 第2条 教育・研究委員会は、各館の協力のもとに研究集会、研修会および総会講演等の内容に関する企画およびスケジュール作成を行なう。
- 第3条 教育・研究委員は若干名とする。
- 第4条 教育・研究委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 教育・研究委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 教育・研究委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 教育・研究委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。  
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(6)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会を設置する。
- 第2条 企画・運営委員会は、各館および薬学図書館関連機関等の協力のもとで、「薬学図書館協議会」シンポジウムを開催することを目的とする。
- 第3条 企画・運営委員は、若干名とする。
- 第4条 企画・運営委員の選出は、各館からの推薦および理事会等の指名による。
- 第5条 企画・運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 企画・運営委員会の委員長は、役員から選出し、副委員長は、開催地区から選出することを原則とする。また、企画・運営委員のうちから幹事を1名選出する。
- 第7条 企画・運営委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。  
この細則は、平成14年4月25日から施行する。  
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 編集委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(4)および(5)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、編集委員会を設置する。
- 第2条 編集委員会は、各館の協力のもとに、機関誌「薬学図書館」・要覧・雑誌所在目録等の編集・出版を行う。
- 第3条 編集委員は、若干名とする。
- 第4条 編集委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 編集委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 編集委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 編集委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

## 広報委員会の細則

- 第1条 本会会則第3条の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、広報委員会を設置する。
- 第2条 広報委員会は、各館の協力のもとに薬図協の広報活動、ホームページの管理・運営および会員の拡充等を行なう。
- 第3条 広報委員は若干名とする。
- 第4条 広報委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 広報委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 広報委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 広報委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

# 日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程

制定日：平成12年5月26日

## [目的]

第1条 この規程は日本薬学図書館協議会（以下本会）が所有する電子媒体資料（以下資料）の利用について必要な事項を定める。

## [資料の種類]

第2条 利用対象資料は次に掲げる各号とする。

- (1) 薬学図書館雑誌目録
- (2) 加盟館員名簿
- (3) その他本会が所有する資料

## [利用の範囲]

第3条 利用できる範囲は次に掲げる各号とする。

- (1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成
- (2) 図書館活動に使用する各種電子媒体（CD-ROM等）の作成
- (3) 図書館活動に関する調査、研究のための利用
- (4) その他図書館活動あるいは学術に関わる目的を有するもの

## [利用資格]

第4条 第2条の資料を利用できる者は次に掲げる各号とする。

- (1) 協議会会員（会員機関の職員を含む）
- (2) 前項以外の図書館等の機関あるいは学術に関わる団体等

## [利用の申請]

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を協議会事務局（以下事務局）に提出するものとする。

- 2 図書館等の機関あるいは団体による申請はその長または実務責任者が行うものとする。

## [利用の承認]

第6条 申請に対しては事務局が利用の可否を決定するものとする。ただし事務局は必要に応じて出版担当理事あるいは理事会に可否の判断を委ねることができる。

- 2 事務局は利用承認後、理事会に報告するものとする。

## [著作権および遵守事項]

第7条 資料の著作権は協議会に属する。

- 2 利用者は資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。
  - (2) 営利を目的として利用しないこと。
  - (3) 資料を転貸また譲渡しないこと。
  - (4) その他著作権に関わる事項を侵害しないこと。

## [製作物の提出]

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子媒体、調査・研究成果の報告書等1部を事務局へ提出するものとする。

## [利用承認の取消等]

第9条 理事会は、第7条に定めるところに違反した利用者に対して、利用承認を取り消しまたはその利

用を停止することができる。

[経費の負担]

第10条 資料の利用は有料にする場合がある。

2 複製のための補助記憶装置は、原則として利用者が準備するものとする。

[改廃]

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は平成12年5月26日から施行する。

## 日本薬学図書館協議会旅費規程

役員、委員等が本協議会の役務に係る会議等に出席する際の旅費の支給は以下の通りとする。

1. 原則として所属機関から会議等の会場までの交通費について、旅費計算ソフトを利用し最も合理的な手段と経路で算定した金額と、手当1,000円を支給する。
2. 前項の金額で1,000円未満の端数は切り上げる。
3. 必要と認められる場合、申し出により宿泊費実費を、1泊10,000円を上限として支給する。
4. 所属機関から旅費の支給がある場合は、手当1,000円を支給する。
5. この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

### 附則

この規程は平成24年2月17日から施行する。



## 日本薬学図書館協議会謝金規程

### [目的]

第1条 日本薬学図書館協議会会則第4条に定める事業を実施するに当たり、支出する謝金について必要な事項を定める。

### [謝金の種類]

第2条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (4) 本会総会における講演・講義等の謝金
- (5) 本会理事会、同評議員会における講演・助言等の謝金
- (6) 本会の各委員会の活動における講演・講義等の謝金
- (7) 本会の各地区協議会における講演・講義等の謝金
- (8) 本会が主催、共催、後援する事業に関する講演・講義の謝金
- (9) 本会の出版物、本会のホームページへの執筆、イラスト・デザイン等、および出版に伴う作業の謝金

### [謝金の額]

第3条 謝金の額は次の各号に掲げるものとし、第4条に掲げる理由が無い限り、これに準ずることとする。

- (5) 第2条1号から5号に対する謝金の額は、次の通りとする。  
概ね30分以内の講演・講義等の額は8,000円。ただし、本会会員の場合は4,000円  
概ね60分以内の講義・講演等の額は10,000円。ただし、本会会員の場合は5,000円  
概ね60分を超える講演・講義等の額は15,000円。ただし、本会会員の場合は8,000円
- (6) 1号に定める謝金の額は、1つの講演・講義等を担当する者の人数に関わらず同額とする。
- (7) 第2条5号に対する講演・講義等の謝金が、他の団体等の定めに基づき支払われる場合は、事前に決められた本会分担分を謝金の額として負担する。
- (8) 第2条6号に対する謝金の額は、多岐にわたるため別途定める。

第4条 第2条の各号に対する謝金の額が、個人、団体、法人等の規則により対価に定めがあり、第3条に定める謝金の額に収まらない場合は、次の各号の通りとする。

- (1) 謝金の額が20,000円未満の場合、担当者（委員会委員長、地区協議会当番館等）、担当理事、専務理事で協議し、妥当と判断された場合、必要額の支出を認める。理事会、評議員会には事後報告すること。
- (2) 謝金の額が20,000円を超える場合、担当者（委員会委員長、地区協議会当番館等）、専務理事、財務担当理事で協議し、妥当と判断された場合、理事会に諮り了承を得ること。年度予算を超える場合は、同時に理事会で補正予算の承認も得ること。

### [改廃]

第5条 本規定および第3条4号の別表の改廃は、理事会の議を経て行う。

### 附則

この規程は平成30年3月8日から施行する。

# 災害時における図書館（室）等協力マニュアル

日本薬学図書館協議会

このマニュアルは地震等災害時における日本薬学図書館協議会相互の協力等について定めたものである。

## 1. 地区連絡網

加盟館の地区連絡網は日本薬学図書館協議会会則第 30 条に準拠し、次の通り設ける。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 関東地区
- (3) 北陸・信越地区
- (4) 東海地区
- (5) 近畿・中四国・九州地区

## 2. 地区連絡館の設置

各地区の連絡館は原則として、各地区の当番館を充てる。

## 3. センターの設置

被災連絡センターは日本薬学図書館協議会の事務局とする。事務局が甚大な被害に遭った場合は、会長が指名した館に依頼するものとする。

## 4. 被災状況等の連絡

被災した図書館（室）等は、当該地区連絡館に被災状況等について、連絡するものとする。地区連絡館が被災した場合は日本薬学図書館協議会の事務局（センター）に連絡するものとする。

## 5. 地区連絡館

地区連絡館は被災状況等を事務局に連絡するものとする。

## 6. 事務局

事務局は被災状況を把握し、会長および総務担当理事に連絡するものとする。

## 7. 相互協力による支援

### a. 支援要請

被災した館は日本薬学図書館協議会に対して、人材等の無償支援要請ができるものとする。

### b. 相互協力

被災図書館（室）から各地区連絡館に人材等の支援要請があった場合は、連絡館は事務局に連絡し、事務局は会長及び総務担当理事に連絡する。会長は総務担当理事と支援体制について協議し、各地区連絡館に協力依頼をする。

### c. 支援体制

協力の詳細については地区連絡館、および協力館と調整のうえ、実施するものとする。ただし、支援協力はあくまでも任意によるものとし、加盟館の負担とならないようにするものとする。

## 8. マニュアルの変更

このマニュアルの変更は理事会において行うものとする。

## 附則

このマニュアルは平成 24 年 2 月 17 日から施行する。

# 日本薬学図書館協議会個人情報保護方針

日本薬学図書館協議会（以下、本会）では、以下の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

## 1. 個人情報保護の基本原則

本会では、個人情報を扱うに当たって、次の基本原則に則ります。

### (1) 個人情報の目的外利用の禁止

個人情報を収集する際は、予め個人情報保護方針にて目的を明示し、目的以外の利用を禁止します。

### (2) 個人情報の共有範囲の限定、共有範囲以外の第三者への提供禁止

収集した個人情報を共有できる範囲を予め定め、書面および電子メールで本人の同意を得た場合を除き、その共有範囲以外である第三者へ個人情報を提供しないこととします。

## 2. 個人情報収集および利用の目的

本会では、次の目的において個人情報を収集し利用することがあります。

- (1) 本会への入会申込
- (2) 会員名簿、要覧の作成および更新
- (3) 本会主催もしくは共催の研修会等の参加申込
- (4) 本会発行の機関誌『薬学図書館』の購読申込
- (5) ウェブサイトの問い合わせフォームからの照会
- (6) その他本会の管理運営や事業のために必要なこと

## 3. 収集する個人情報の種類

本会では、本方針第2号の目的で収集する個人情報とは、次のものを指します。

- (1) 氏名
- (2) 勤務先および所属機関
- (3) 郵便番号および住所
- (4) 電話番号
- (5) ファックス番号
- (6) 電子メールアドレス
- (7) URL

## 4. 収集した個人情報の共有範囲

本会では、本方針第2号の目的で収集した第3号の情報は、次の範囲内で共有できることとします。

- (1) 本会会員
- (2) 本会理事会、評議員会、各委員会、事務局
- (3) 本会主催もしくは共催の研修会等での共催者、講師および参加者
- (4) その他本会理事会が運営上必要であると判断した者

## 5. 個人情報の開示および訂正、利用停止、管理

- (1) 本会に個人情報を提供した本人または本人が認めた代理人は、開示請求権および訂正と利用停止の請求権を持つものとします。
- (2) 収集した個人情報の開示請求および訂正、利用停止の請求は、郵送または書面画像電子メール送信でのみ受け付けるものとします。
- (3) 開示請求および訂正請求を行う場合、提供者の確認を行うため、本会が定める確認書類を添付するものとします。確認書類は提供者の確認ができ次第、シュレッダー等で厳正に処理します。
- (4) 個人情報は安全に管理し、漏えいを防ぎ、セキュリティ対策を講じます。

## 6. 個人情報保護方針の適用範囲

- (1) 当方針は、本会内での個人情報保護について定めたものです。

(2) 既に公開されている個人情報は適用外とします。

(3) 本会のウェブサイトに関連している外部のウェブサイトの個人情報は適用外とします。

7. 個人情報保護方針の準拠法

(1) 当方針は、個人情報保護法等、日本国の法律や東京都の条例を準拠法とします。準拠法の改正等に伴い、当方針を改訂することがあります。

(2) 本会は、準拠法の法令を遵守いたします。

以上

制定日：平成24年1月24日